

建設局発注の業務委託契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）
（令和8年6月分）

No.	案 件 名 称	委託種目	契約の相手方	契約金額 （税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由 （随意契約理由番号）	W T O
1	令和8年度 公共事業に資する用地に係る境界確定業務委託（概算契約）	土地家屋調査	（公社）大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会	¥9,147,490	6月9日	地方自治法施行令第167条の2第1項第6号	G28	－
2	道路の整備と魅力向上のあり方検討業務委託	建設コンサルタント	株式会社建設技術研究所	¥184,998,000	6月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G5	－
3	令和8年度道路橋梁総合管理システムデータ移行支援業務委託	情報処理	三菱電機株式会社	¥27,060,000	6月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G3	－

随意契約理由書

1 案件名称

令和8年度 公共事業に資する用地に係る境界確定業務委託（概算契約）

2 契約相手方

公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会

3 随意契約理由

西日本旅客鉄道株式会社（以下「JR」という。）の阪和貨物線跡地については、公共利用が可能な範囲の土地をJRが本市へ無償で譲渡することを「JR阪和貨物線用地を活用した公共利用に関する協定書（令和4年11月18日締結）（以下「協定」という。）」により取り決めている。

当該用地は橋梁の維持管理用として必要となる土地を収受するため、令和5年度に分筆登記に先立ちJRの用地の点検測量を行っていたが、収受する範囲に存在する石積み擁壁の構造や安全性等を確認するために日時を要したことから、分筆測量及び登記の手続きに至っていなかった。その後、令和7年度に構造や安全性の確認が完了したことで、必要な土地の範囲が確定したため、本業務委託において分筆測量及び登記業務を行うものである。

なお、当該用地以外の道路、公園整備のために必要な土地については、令和7年度末にJRから収受することとなっている。変更協定締結より既に3年が経過していることから、JRからは早期の収受完了を強く求められており、早急に必要な用地の範囲を確定させ、分筆登記を実施し、令和8年12月末までに土地の収受を完了する必要がある。

令和5年度より、阪和貨物線跡地にかかる業務分担に基づき計画調整局が建設局の必要としている土地の分筆登記をまとめて業務委託で発注しており、受注者である公益社団法人大阪公共嘱託登記土地家屋調査士協会（以下、「同協会」という。）が、一連の阪和貨物用地に係る約50箇所の分筆登記にあたり法務局と登記相談を重ねてきた。

その結果、細長い形状に多数の隣接宅地が存在する当該業務の対象のような土地において、通常、全ての土地所有者との調整や分筆測量を要することとなるが、土地所有者との調整や分筆測量を限定的とすることができる残地分筆を認めてもらうことにより円滑に業務を進めてきた。

上記分筆測量及び登記業務については、本業務と関連する契約を履行中であり、対象箇所において多数の分筆登記実績を有する同協会との契約は、期間の短縮に加え、業務の円滑な実施を確保する上で競争入札に付すより有利であることから随意契約を締結するものである。

(参考)

【土地家屋調査士法（昭和二十五年法律第二百二十八号）（抜粋）】

第63条 調査士は、その専門的能力を結合して官庁、公署その他政令で定める公共の利益となる事業を行う者（以下「官公署等」という）による不動産の表示に関する登記に必要な調査若しくは測量又はその登記の嘱託若しくは申請の適正かつ迅速な実施に寄与することを目的として、公共嘱託登記土地家屋調査士協会と称する民法第34条の規定による社団法人（以下「協会」という。）を設立することができる。

第64条 協会は、前条第1項の目的を達成するため、官公署等の依頼を受けて、第3条第1号並びに同条第2号及び第3号（同条第1号に掲げる調査又は測量を必要とする申請手続に関するものに限る。）に掲げる事務を行うことをその業務とする。

2 協会は、その業務に係る前項に規定する事務を、調査士会に入会している調査士又は調査士法人でない者に取り扱わせてはならない。

【公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成十八年法律第四十九号）】

(抜粋)

公益認定

第4条 公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人は、行政庁の認定を受けることができる。

公益認定の基準

第5条 行政庁は、前条の認定（以下「公益認定」という。）の申請をした一般社団法人又は一般財団法人が次に掲げる基準に適合すると認めるときは、当該法人について公益認定をするものとする。

四 その事業を行うに当たり、株式会社その他の営利事業を営む者又は特定の個人若しくは団体の利益を図る活動を行うものとして政令で定める者に対し、寄附その他の特別の利益を与える行為を行わないものであること。ただし、公益法人に対し、当該公益法人が行う公益目的事業のために寄附その他の特別の利益を与える行為を行う場合は、この限りでない。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第6号

5 担当部署

建設局道路河川部橋梁課（電話番号 06-6615-6818）

随意契約理由書

1. 案件名称

道路の整備と魅力向上のあり方検討業務委託

2. 契約相手方

株式会社建設技術研究所 大阪本社

3. 随意契約理由

本業務を行うためには、現状の大阪市の道路整備状況や様々な道路事業を俯瞰的に把握することがもとめられます。加えて、道路事業以外の観点から多角的なデータを活用し、道路事業の DX 化に向けた対策や方向性を示すなど総合的にまとめる高い技術力が求められている。

また、道路分野の脱炭素化推進における再生エネルギー導入に向けた社会実験計画や、電線共同溝事業による収益性の検討など、先進的な取り組み検討を行うこととなる。

以上のことから、本業務は、高度な知識や豊富な経験、企画立案能力などが必要であり、標準的な業務の実施手法が定められていないため、プロポーザル方式により優れた業者を選定し、業者からの提案内容に基づいた業務仕様とすることが、効果的・効率的な事業成果を生む手法であると考える。

建設局測量・建設コンサルタント等プロポーザル方式技術審査委員会による審議の結果、上記の業者が契約予定者として特定された。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 道路河川部 道路課 (電話番号 06-6615-6783)

随意契約理由書

1 案件名称

令和 8 年度道路橋梁総合管理システムデータ移行支援業務委託

2 契約相手方

三菱電機（株）関西支社

3 随意契約理由

大阪市建設局で運用している道路橋梁総合管理システム（以下「現行システム」という。）は現在再構築中であり、新システムは令和 1 0 年 3 月 1 日稼働予定である。

本業務は現行システムに保管された既存データの抽出や加工等を行い、新システムへの円滑な移行作業を支援するものである。

なお、現行システムは三菱電機株式会社が同社で保有するパッケージソフトを基に開発したシステムであることから、上記業務を実施するにあたって同社保有の技術が必要不可欠であり、他業者では実施することはできない。

以上のことから同社に随意契約するものである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

5 担当部署

建設局企画部企画課 DX 推進担当（電話番号：0 6－6 6 1 5－6 4 7 9）